

(公印省略)

総 評 行 第 19 号
令和 2 年 2 月 20 日

総務省 自治税務局長 殿

総務省 行政評価局長

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に
向けた見直し（あっせん）

総務省行政評価局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、別紙の1（相談内容）のとおり、個人住民税の給与支払報告書（総括表）（以下「総括表」という。）について、「従業員が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。」旨の申出がなされました。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和元年 12 月 9 日第 116 回）において検討した結果、当局としては、同会議の意見を踏まえ、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、総務省自治税務局（以下「自治税務局」という。）において、下記のと通りの措置を講ずる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の措置結果については、令和 2 年 6 月 30 日（火）までにお知らせください。

記

- 1 制度概要、調査結果及び関係行政機関の意見
別紙の2、3及び4参照

- 2 改善の必要性

- (1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

本件について、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、自治税務局に改善方策の検討を求める必要性について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- 事業所の負担軽減や電子申告によるワンストップ化を考えれば、改めて様式を統一すべきである。一方、地方公共団体において実務を踏まえて様式をカスタマイズしている現状からみて、地方公共団体におけるカスタマイズが生じた事情を踏まえれば、それを取り込む形で改めて様式を統一しなければ地方公共団体における実務に支障が出ると思われる。

例えば、「徴収方法別の報告人員」の記載項目は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）において定める総括表の様式（注1）には設けられていないが、独自に設けている地方公共団体も多く、また、九都県市特別徴収推進検討会（注2）で定めた様式でも使用されている。このことを踏まえると、この記載項目は地方公共団体の実務において必要ということが考えられ、こういった記載項目は追加する形で様式を統一すべきである。

（注）1 給与支払報告書の様式は、地方税法施行規則第10条において、同規則に定める第17号様式によるとされている。

2 首都圏において多くの者が都県域を越えて通勤している状況を踏まえ、同圏域に所在する都県及び政令市が特別徴収の効果的な推進に一体となって取り組むことを目的として設置された検討会であり、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及びこれら4都県内に所在する5政令市により組織

- 電子申請の普及の一環で様式の統一化を図るということは政府全体の流れでもあり、自治税務局も様式の統一化については、同様であるだろう。もちろん、地方公共団体の実務にも影響する話であり、システム改修なども必要となることも考えると、統一に至るまでには時間を要すると思う。あっせんを行うこととなれば、改善に至るまでに時間を要することを考えながら行ったほうがよい。
- 中小企業にとっては、eLTAXによる報告の提出が困難な状況もあると思われる、無理強いのような形でeLTAXの利用を求めることはできない。このような点を踏まえても、本件についてあっせんを行うことは、差し支えないのではないかと。

（2）当局の意見

自治税務局は、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し －制度概要及び調査結果等－

1 相談内容

事業所（給与支払者）は、市区町村に対し、毎年1回1月末までに、給与支払報告書（総括表・個人明細書）を提出することとなっている。

このうち給与支払報告書（総括表）（以下単に「総括表」という。）は、市区町村によって報告様式が異なっており、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。

2 制度概要

(1) 個人住民税の徴収について

個人住民税（個人の道府県民税及び市町村民税）は、市区町村が徴収している（地方税法（昭和25年法律第226号）第41条第1項）。

個人住民税の徴収方法には、普通徴収（納税通知書）及び特別徴収（給与からの天引き）の2種類があるが、給与所得者の個人住民税については原則として特別徴収により徴収するとされている（地方税法第321条の3第1項）。

(2) 給与支払報告書の提出について

毎年1月末までに事業所（給与支払者）は、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を記載した給与支払報告書を提出しなければならないとされており（地方税法第317条の6第1項）、当該報告書等を基に市区町村は個人住民税の税額を算定している。

給与支払報告書の様式は、表1のとおり、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第1項において、同規則に定める第十七号様式（以下単に「第十七号様式」という。）によるとされている。

表 1 地方税法施行規則に定める第十七号様式（総括表のみ抜粋）

給与支払報告書（総括表）									
令和 年 月 日提出				種 別		整理番号			
給与の支払期間				※		※		※	
給与支払者の個人番号又は法人番号				※		※		※	
フリガナ				提出区分		年間分		退職者分	
給与支払者の氏名又は名称				事業種目		受給者員		人	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称				報告人員		報告人員のうち退職者人員		人	
フリガナ				報告人員の所属課		報告人員の所属課		人	
同上の所在地				報告人員の所属課		報告人員の所属課		人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名				報告人員の所属課		報告人員の所属課		人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号				氏名		課		係	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関				(名称)		(所在地)		(所在地)	

第十七号様式（用紙日本産業規格 A5）（第十条関係）

- (注) 1 地方税法施行規則による。
2 第十七号様式記載要領は省略した。

これを踏まえ、総務省自治税務局は、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付け総税市第 16 号、平成 31 年 4 月 1 日最終改定）(注) において、表 2 のとおり、市区町村は必ず法定された様式によらなければならないものであることとしている。

(注) 地方税法に基づき地方公共団体が行う市町村税に関する事務の内容について、各都道府県に技術的助言として定めた通知。

同通知について、総務省自治税務局市町村税課は、「税制改正ごとに必要な改定を行い、都道府県を通じて市区町村に通知している。」と説明している。

表 2 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（抄）

第 2 章市町村民税
第 3 節申告制度
31 各種申告書及び附属申告書並びに給与支払報告書(以下「申告書等」と総称する。)の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申告書等を提出するものであること。(法 317 の 2①、317 の 2③、317 の 2⑤、317 の 6、321 の 5③、令 46 の 3) なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者や特別徴収義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。この場合において、市町村において申告書等の用紙を課税台帳として利用するため、申告書等の裏面に必要事項を印刷することは差支えないが、それらの事項については納税義務者又は特別徴収義務者が記載することを要しない旨をあわせて明記しなければならないものであること。

(注) 下線は当局が付した。

(3) 給与支払報告書の電子的提出について

給与支払報告書は、書面による提出のほかに、eLTAX（エルタックス）（注）を利用して提出することも可能であり、平成 25 年 11 月現在、全ての市区町村で eLTAX による提出が可能となっている。

（注） 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム（地方税法第 762 条に規定）。

eLTAX により給与支払報告書を提出する場合は、いずれの市区町村に提出する場合においても、表 3 のとおり、第十七号様式により定める総括表の様式（以下「法定様式」という。）に定められた記載項目に「指定番号」及び「関与税理士氏名」を追加した統一の項目を入力することとされている（以下、eLTAX における総括表の様式を「eLTAX 様式」という。）。

表 3 eLTAX 様式

給与支払報告書(総括表)			
平成 28 年 分 給与支払報告		大阪市長 殿	
平成 28 年 10 月 11 日 提出			
		源 種別	源 整理番号
		整理番号 1	本文店等区分番号
		1000000002	100 03
			指定番号
			100000000140
給与の支払期間	平成 28 年 01 月 分から 12 月分まで		
給与支払者の 個人番号又は法人番号			
フリガナ	シケンタロウ	提出区分	年額分 月額分
給与支払者の 氏名又は名称	試験太郎	事業種目	
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称		受給者総人員	1,000 人
フリガナ	トウキョウト	報告人員	5 人
町上の所在地	186-0061 東京都江東区	報告人員のうち 退職者人員	5 人
給与支払者が法人で ある場合の代表者の 氏名		所属税務署名	大阪国税 税務署
連絡者の氏名、所属 課、係名及び電話番号	{(姓名)} {(係名)} {(氏名)} {(電話)}	給与の支払方法 及びその期日	
特別徴収税額の払込 みを希望する金融機 関	{(名称)} {(所在地)}		
関与税理士氏名	{(電話)}		

（注） 平成 29 年度第 2 回個人住民税検討会（平成 29 年 11 月 7 日開催、総務省自治税務局
市町村税課主催）の配布資料による。

eLTAX による給与支払報告書の提出件数をみると、表 4 のとおり、平成 28 年度は、23 年度と比較し増加している。

表 4 eLTAX を利用した給与支払報告書の提出件数

平成 23 年度	平成 28 年度
682 万件 (9.0%)	3,125 万件 (38.0%)

（注） 1 政府税制調査会（第 12 回、平成 29 年 10 月 16 日開催）の配布資料による。

2 括弧内は、各年度における給与支払報告書の提出件数全体に占める割合である。

また、令和 3 年 1 月以降、eLTAX による給与支払報告書の提出が義務化される対象の事業所が、現行の基準年（前々年）に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上の事業所から、提出枚数が 100 枚以上の事業所にまで広がる（注）こととされている。

（注） なお、平成 28 年経済センサスによると、表 5 のとおり、事業所全体に占める従業員数 1,000 人以上の規模の事業所数は 0.03%（従業員数では全体の 5.6%）、同様に、従業員数 100 人以上 999 人以下の規模の事業所数は 1.1%（従業員数では全体の 22.8%）となっている。

表 5 従業員規模別の事業所数及び従業員数の全体に占める割合

従業員数規模	事業所数全体に占める割合	従業員数全体に占める割合
1,000 人以上	0.03%	5.6%
100～999 人	1.1%	22.8%
99 人以下	98.3%	71.7%

（注） 1 平成 28 年経済センサス-活動調査を基に当局が作成した。

2 端数処理等の理由から、割合の合計は 100%とならない。

さらに、平成 30 年 5 月 31 日に総務省が定めた「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」では、eLTAX をオンライン利用促進対象手続に位置付けている。

これらを踏まえると、eLTAX による給与支払報告書の提出は今後も引き続き増加すると想定される。

3 調査結果

(1) 地方公共団体における総括表の様式の設定状況

上記 2(2)「給与支払報告書の提出について」に整理したとおり、総務省自治税務局は、地方税法施行規則を踏まえ、市区町村に、総括表の様式は法定様式によることを求めている。

しかし、当局において、12 地方公共団体（A 区～L 市）が定める総括表の様式を確認したところ、以下のとおり法定様式の記載項目等と一致していない状況がみられた（詳細は表 6 のとおり）。

【法定様式との比較】

① 押印について

法定様式において給与支払者の押印は求めているが、独自の様式において押印を求めている地方公共団体

⇒ 8 地方公共団体（A 区、D 市、E 市、F 市、G 市、H 市、I 市、L 市）

② 記載項目について

- ・ 法定様式において設けられていない記載項目を独自に追加している地方公共団体

⇒ 12 地方公共団体（A 区～L 市）全て

追加している例がみられた記載項目は、以下の 7 項目（追加

項目は地方公共団体によって異なる。）

「給与支払者の指定番号（注）」、「給与支払者の所在地」、「税額通知（特別徴収関係書類）送付先」、「会計事務所（税理士）の名称、連絡先（注）」、「提出市町村数」、「徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員」、「納付書の送付の可否」

（注） これら 7 項目のうち、「給与支払者の指定番号」（12 地方公共団体の全てにおいて様式に追加）及び「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」（12 地方公共団体のうち 9 地方公共団体において様式に追加）は、eLTAX 様式に含まれている。

- ・ 法定様式において設けられている記載項目（15 項目）のうち、一部の項目を設けていない地方公共団体

⇒ 11 地方公共団体（A 区～F 市、H 市～L 市）

設けられていない例がみられた記載項目は、以下の 11 項目

「給与の支払期間」、「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称」、「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地」、「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」、「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」、「提出区分」、「事業種目」、「受給者総人数」、「報告人員のうち退職者人員」、「所属税務署名」、「給与の支払方法及びその期日」

③ 様式の大きさについて

- ・ 法定様式の A5 より若干大きいサイズの様式を使用している地方公共団体

⇒ 1 地方公共団体（L 市）（注）

（注） L 市は、A5 より若干大きいサイズとした理由について、「事業所が記入しやすいよう、用紙のサイズを大きくした。」と説明している。

表6 12 地方公共団体が定めている総括表の記載項目等の比較結果

比較内容		法定 様式	eLTX 様式	首都圏			関西圏			東海圏			中国地方		
				A 区	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市	G 市	H 市	I 市	J 市	K 市	L 市
様式の大きさ		A5	—	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5より大
押印の要否		×	—	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
記 載 項 目	給与支払者の指定番号	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与の支払期間	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×
	給与支払者の個人番号又は法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の氏名又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の所在地	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	×	○
	税額通知（特別徴収関係書類）送付先	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×
	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会計事務所（税理士）の名称、連絡先	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○
	特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	提出区分	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
	事業種目	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×
	受給者総人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	提出市町村数	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
	報告人員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	報告人員のうち退職者人員	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	所属税務署名	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×
	給与の支払方法及びその期日	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
	納付書の送付の要否	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「様式の大きさ」欄には、当該市区に提出する様式の大きさを記載している。また、「—」は電子報告であり該当しないことを示す。

3 「押印の要否」欄の「○」は押印が必要であること、「×

4 「記載項目」欄の「○」は当該記載項目が設けられていること、「×

8

このように、市区町村ごとに総括表の様式を定めていることについて、12 地方公共団体（A 区～L 市）では、いずれも、市区の事務に必要なでありながら法定様式に設けられていない記載項目を追加しており、11 地方公共団体（A 区～F 市、H 市～L 市）では、事業所の報告負担軽減のため、法定様式において定められているが、市区の徴税事務に必要なでない記載項目を削除したとしている。

今回、12 地方公共団体を対象に、独自に記載項目を追加した理由について確認した結果は、表 7 のとおりであり、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うことを目的として追加している状況がみられた。

表 7 独自に総括表に追加した記載項目の追加理由

記載項目	理由
給与支払者の指定番号	○ 事業所（給与支払者）の情報を事業所別に付した指定番号により管理しており、どの事業所から提出された報告か特定するため。（A 区、B 市）
給与支払者の所在地	○ 当市では事業所名称及び所在地の二つの情報により事業所を特定していることから、当該情報がないと、どの事業所から提出された報告かの特定が困難となるため。（F 市、J 市） ○ 税額通知の送付先を確認するために必要であるため。（C 市、I 市） ○ 次年度、事業所に給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を送付する封筒に、事業所の名称・郵便番号・所在地を記載する必要があるため。（L 市）
税額通知（特別徴収関係書類）送付先	○ 税額通知を事業所へ送付しても、事業所から「本店や委託税理士へ送り直してほしい。」と要望され、同通知を再送しなければならないケースがあり、このような再送の手間を抑制するため。（E 市）
会計事務所（税理士）の名称、連絡先	○ 事業所が給与支払報告書の作成等に係る作業を税理士に委託している場合において、記載内容についての問合せを委託税理士に行う必要があるため。（B 市）
提出市区町村数（住所地別市区町村数）	○ 事業所に送付する他市区町村提出分の総括表の枚数を確認するため。（C 市） ○ 年末調整資料の封入に際し、総括表（他市区町村提出用）の封入枚数を本項目から算出しているため。（G 市）
徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	○ 徴収方法別の人員数をあらかじめ事業所に記載してもらうことにより、徴収方法の区分に係る報告に誤りがないかの確認作業を効率的に行うことができるため。（A 区、B 市、C 市、E 市、F 市、I 市、K 市、L 市）
納付書の送付の可否	○ 口座振替の利用により、個人住民税の納付書の送付を不要とする事業所が増えたことから、あらかじめ確認することにより納付書の送付事務を縮減できるため。（E 市、F 市） ○ ネットバンキングを利用する事業所など、本来、納付書を送付する必要のない事業所に納付書を送付した場合に、事業所から「なぜ納付書を送付してくるのか」と苦情を寄せられることがあるため。（F 市、I 市）

（注）1 当局の調査結果による。

2 eLTAX 様式には、「給与支払者の指定番号」と「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」は含まれている。

(2) 事業所から地方公共団体に提出された給与支払報告書の取扱状況

事業所から提出された給与支払報告書の取扱いについて、12 地方公共団体（A 区～L 市）から聴取したところ、いずれも「当市（区）において、個人住民税の賦課徴収に係る事務のために使用している独自のシステム（以下「個人住民税システム」という。）に入力する。」としている。

一方、給与支払報告書は、全ての市区町村で、eLTAX を利用して提出することも可能となっており、12 地方公共団体（A 区～L 市）のいずれも、現状、給与支払報告書の提出は、eLTAX による提出が義務化されている事業所を除き紙媒体による提出及び eLTAX による提出のいずれも受け付けていると説明している。

また、12 地方公共団体（A 区～L 市）のいずれも、事業所が eLTAX により給与支払報告書を提出した場合の取扱いの流れについて、eLTAX では、事業所が入力した情報を受領（注）するのみであるとしており、受領した情報は、個人住民税システムに入力（入力内容の更新）するとしている。

（注） eLTAX に事業所が入力した情報を、CSV 形式の電子ファイルによりダウンロード

このほか、12 地方公共団体（A 区～L 市）のうち 2 地方公共団体（A 区、B 市）から、eLTAX により事業所が給与支払報告書を提出した場合の事務の実情について具体的に聴取したところ、表 8 のとおりであるとしている。

表 8 A 区及び B 市における、事業所が eLTAX により給与支払報告書を提出した場合の取扱いの流れ

① 事業所が、eLTAX に設けられている記載項目を入力
↓
② A 区及び B 市が、eLTAX を通じて、事業所が入力した情報のうち A 区及び B 市内に居住する従業員に係る情報を受領
↓
③ A 区及び B 市が、受領した情報を、A 区及び B 市の個人住民税システムに入力
↓
④ A 区では、事業所における入力項目の記入漏れにより、eLTAX の報告データから確認できない情報のうち、徴税業務に欠くことができないものについて、A 区が別途、事業所への問合せ等により確認し、A 区の個人住民税システムに追加入力するとしている。

（注） 当局の調査結果による。

このうち、A 区では、表 8 のとおり、eLTAX による給与支払報告書の提出を受ける際に、事業所における入力項目の記入漏れにより、事業所に記入漏れの内容について確認し、個人住民税システムに追加入力しなければならない事例があるとしている。

このような eLTAX による給与支払報告書の提出における事業所の報告漏れについて、10 地方公共団体（C 市～L 市）にも確認したところ、表 9 のとおり、以下の①及び②の意見が聴かれた。

- ① 4 地方公共団体（C 市、F 市、H 市及び J 市）から、事業所が記入漏れをした状態で提出されることがあるとしており、このうち 1 地方公共団体（F 市）は、記入漏れの情報について補足確認が必要となっているとの意見が聴かれた。

- ② このほか、1 地方公共団体（G 市）から、記入漏れではないが、総括表に記載されている報告人員が個人別明細書の件数より多い場合に、事業所に問い合わせる必要が生じるとしている。

表 9 eLTAX による給与支払報告書の提出における事業所の記入漏れ等に関する地方公共団体の意見

地方公共団体名	意見等
C 市	eLTAX による給与支払報告書の提出を受ける際、全ての記載項目で、事業主が記入漏れをした状態で提出されるケースがみられる。
F 市	eLTAX による給与支払報告書の提出を受ける際、事業主が記入漏れをした状態で提出される場合があり、補足確認が必要となっている。 特に、以下の記載項目については、記入漏れをさせない設定とすることができればよい。 ○ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 （記載内容について事業所の担当者に電話確認することができないため。） ○ 給与支払者の個人番号又は法人番号 （確認作業が手間であるため。）
G 市	記入漏れではないが、総括表に記載されている報告人員が、添付されている個人別明細書の件数よりも多いケースがある。この場合、個人別明細書の添付漏れが疑われるため、事業所に問い合わせる必要が生じる。
H 市	「指定番号」及び「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄が記載されないまま提出されることがある。
J 市	「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄が記載されないまま提出されることがある。

（注）当局の調査結果による。

（3）規制改革推進会議における総括表の様式に係る検討状況

平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、表 10 のとおり、地方自治体における手続上の書式・様式のうち、経済活動に影響する書式等であって、①一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、②事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するものを対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、改善方策を検討し、結論を得るとしている。

表 10 規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ-6.-(2)-⑤ 地方における規制改革 <u>地方自治体における手続上の書式・様式（以下「書式等」という。）について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、</u> <u>a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、</u> <u>b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、</u> <u>を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、事業者の負担を踏まえてリストアップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策（国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等のひな型の提示、自治体側の連携による書式等のひな型の作成など）を検討し、結論を得る。</u>その際、個々の手続に応じて、自
--

治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

【平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

(所管府省：規制所管府省、内閣府（規制改革推進室）)

(注) 下線は当局が付した。

これを踏まえ改善を検討する書式等の一つに総括表が挙げられており、表 11 のとおり、総務省自治税務局は、書式・様式が異なることによる事業所の負担についての関係団体の意見を踏まえ、講ずべき改善方策として、eLTAX の活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行うこととしている。

表 11 総括表の書式・様式が異なることに係る改善方策の検討結果

【所管府省】 総務省（自治税務局市町村税課）

【書式等の名称】 給与支払報告書（総括表）

【書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担】（一部抜粋）

- 給与支払報告書（総括表）が各区市町村から送付されてきますが、封書に入って送付してくる区市町村もあればハガキ形式で送付してくる区市町村もあり大きさも色々あるため整理が煩雑である。

また、返信用の封筒を入れてくる区市町村もあれば、入れてこない区市町村もあるので、入れてこない場合は封筒を用意し、宛先の住所等を調べなければならないので、企業側の負担は大きい。

昨年提出した給与支払報告書（総括表）を今回送付してくるとき全て印字している区市町村もあれば、全く印字してこない区市町村もあるため、印字してこない場合は全て企業側で書かなければならないので、企業側では大きな負担となる。

全ての様式や内容が統一されれば、処理作業の時間の短縮が図れる。

(経団連・企業 24)

- 市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。

(経団連・企業 16)

- 自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。自治体の書式を使わず、電子申請(eLTAX)を使用している。

eLTAXは現在使用しているシステムとの制限が多く、はじかれてしまうことが多く、不便。また一度に送れるデータ数も少なく時間がかかる。

(経団連・企業 8)

- 自治体毎に様式が異なっている。年 1 回とはいえ、処理する量が多く、記入・仕分け等に手間がかかり、作業効率が良くない。電子フォーマット等による統一化を図って頂きたい。

(経団連・企業 29)

- 年末調整後に市区町村に提出する給与支払報告書（総括表）の書式が市町村ごとに異なっているため、システム化が難しい。

(同友会)

- ① 給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラであり A4、B4 といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

② 処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

③ 給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方自治体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に

手間がかかっている。

- ④ 従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、①サイズ・様式の統一化、②手続きの電子化をご検討願いたい。
(商工会連合会)

【各府省において講ずべき改善方策】

給与支払報告書（地方税法第 317 条の 6 第 1 項）については、全ての市区町村において
全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

(注) 第 33 回規制改革推進会議（平成 30 年 5 月 25 日開催）付議資料に基づき、当局が整理した。下線は当局が付した。

(4) 地方公共団体間における総括表の様式統一に関連する取組

ア 関東甲信越圏内で共通して使用できる様式について

A 区では、総括表について、独自様式を定める一方、関東地方では、昭和 43 年頃に定められた関東甲信越の 1 都 9 県（注）での共通様式（以下「関東甲信越様式」という。様式の詳細は表 12 参照）があり、現在でも、東京都内等の地方公共団体では共通様式として取り扱われている、と説明している。

（注） 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

一方、A 区における具体的な取扱いをみると、関東甲信越様式により総括表を提出することも可能としながらも、前年度に総括表の提出実績がある事業所には、独自様式の総括表をあらかじめ送付し、独自様式による総括表の提出を促している状況もみられた。

表 12 関東甲信越様式

平成31年度(30年分)給与支払報告書(総括表)										1月31日までに提出してください。		
追加 平成 31 年 月 日 提出 訂正 長殿										※ 種 別	※ 整理番号	※
1 給与の支払期間	平成	年	月	分	から	月	分	まで	10 提出区分	年間分	退職者分	
2 給与支払者の個人番号又は法人番号										11 給与支払の方法及び日		
3 給与支払者の郵便番号	〒 - ※									12 事業種目その他必要な事項		
4 (フリガナ) 給与支払者所在地(住所)	ビル内 電話() - 番									13 提出先市区町村数		
5 (フリガナ) 名 称 (氏名)										14 受給者総人員		名
6 代表者の職氏名印										15 報告書人員		名
7 経理責任者氏名										16 うち退職者人員		名
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係 氏名 () - 番 内線 番									18 払込を希望する金融機関の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
9 会計事務所等の名称	() - 番									19 自身の特別徴収義務者指定番号		

二枚目に下数をいれてください。
を一枚目に下数をいれてください。

① 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。
② 「1 給与の支払期間」欄には、「15 報告書人員」(提出区分が「退職者分」の場合は「うち退職者人員」とする。)に給与を支払った期間を記載してください。
③ 「2 給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
④ 「8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
⑤ 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。
⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員(退職者人員を含む。)を延べ人数で記載してください。
⑨ 「16 うち退職者人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する退職者の人員を延べ人数で記載してください。
⑩ ※印の欄は記載しないでください。

(市区町村提出用)

(注) 当局の調査結果による。

イ 九都県市特別徴収推進検討会における総括表の様式の統一化の動きについて

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及びこれら4都県内に所在する5政令市が組織する「九都県市特別徴収推進検討会(注)」は、総括表が各市区町村で相違しており、事業所の負担増となっていることを踏まえ、平成29年に総括表のうち事業所が記入を要する部分は原則統一するとの方針を定めるとともに、同方針に基づき、表13のとおり総括表の共通様式を策定している。

(注) 首都圏において多くの者が都県域を越えて通勤している状況を踏まえ、同圏域に所在する都県及び政令市が特別徴収の効果的な推進を一体となって取り組むことを目的として設置された検討会。

表 13 九都県市特別徴収推進検討会が定めた総括表の共通様式

平成 年度(年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

追加 平成 年 月 日 提出 特別徴収義務者指定番号

訂正 長 殿

1 給与支払期間	平成 年 月分から 月分まで	10 提出区分	年間分 退職者分
2 個人番号又は法人番号		11 給与支払の方法及び期日	
3 郵便番号	〒 -	12 事業年度その他の必要な事項	
4 (フリガナ) 所在地(住所)	電話() -	13 提出先市区町村数	
5 名称(氏名)		14 受給者総人員	人
6 代表者の職氏名印		15 特別徴収(給与不引)報告人員	人
7 経理責任者氏名		普通徴収切替理由書の合計人数	人
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係氏名 () - 番内線()	合計	人
9 会計事務所等の名称及び電話番号	() - 番	16 所轄税務署	税務署
		17 納入書	要・不要

※普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

① 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」とそれぞれ○で囲んでください。
 ② 「1給与支払期間」欄には、「15報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
 ③ 「2個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
 ④ 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
 ⑤ 「10提出区分」欄は、退職者についてのみ給与支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。
 ⑥ 「11給与支払の方法及び期日」欄には、月給、遅給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
 ⑦ 「14受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与を支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
 ⑧ 「15報告人員」欄には、提出先の市区町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員(退職者人員を含む。)を延べ人数で記載してください。なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

(注) 当局の調査結果による。

4 関係行政機関の意見

(1) 総務省自治税務局

- ・ 地方税に関する事務については、地方税法において地方公共団体がその課税権を行使し得る範囲(枠)を定め、具体的な徴税事務については、地方公共団体が地方税法を踏まえて定める条例により定めることが基本である。

しかし、総括表については、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」において、事業所の事務負担軽減のために、様式は法定様式によることを地方公共団体に強く求めている。

- ・ 各市区町村が定めている総括表の様式の全てを承知してはいないが、一部の市区町村において必ずしも法定様式を利用していないことは承知している。

当局としては、前述のとおり、様式は法定様式によることを求めているものの、地方公共団体において、それぞれの事情に応じて独自の様式を定め事務を行う場合があり、統一に至らない状況である。

- ・ 法定様式については、マイナンバー制度導入時に、法人番号の記載欄を定めたほかは、近年、様式改正を行っていない。

現在、法定様式について市区町村からも様式を見直してほしいとの意見が寄せられていないことから、現時点では改正の予定はない。

- ・ 既に、基準年（前々年）に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上の事業所については、eTAX を利用した地方税の電子申告が義務付けられている。令和 3 年 1 月以後は、電子申告義務化の対象について、100 枚以上の事業所にまで対象が広がることとされており、eTAX の利用率は更に高くなると想定している。

上記の電子申告義務化の対象拡大と併せて、まだ電子申告を導入していない事業所に対する利用推進を図ることを通じて、給与支払報告書に係る事業所の負担軽減を図りたい。

(2) 地方公共団体

① A 区

（紙媒体での総括表の提出に関する意見）

- ・ 当区では、紙媒体での総括表の提出に関して、区として必要な情報が確実に入手できるよう、事業所に対し独自様式により報告するよう推奨している。しかし、国全体として統一した様式を作るのであれば、事業所の記入漏れや、記入漏れによる区の補正作業といった対応も減ると考えられ、事業所及び区の双方の負担軽減につながると思う。
- ・ 仮に、国全体として紙媒体の総括表の様式を統一することとした場合、総括表への宛先や指定番号の印字を新たな様式に対応するよう調整する必要などにより、予算の支出が必要となることは想定されるが、これまでも税制改正の度に総括表の様式を見直しており、対応は可能である。

ただし、新たな総括表の様式の使用に対応するための準備に必要な時間を確保することには配慮してほしい。

（eTAX における総括表の提出に関する意見）

- ・ eTAX 様式の、「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄及び「指定番号」欄については、これらの欄に入力しなくても報告を提出することが可能となっているため、事業所が、これらの欄に番号を入力しないまま提出する場合もある。

「給与支払者の個人番号又は法人番号」や「指定番号」を入力しないまま提出されると、以前から当区内に所在していた事業所であっても、名称や所在地の変更が生じた場合、誤って新規事業所と判断し、問合せ等を行ってしまうことがある。

今後、eTAX による提出が更に増加した場合、上記のような事例が多く発生すると考えられ、確実に「給与支払者の個人番号又は法人番

号」及び「指定番号」を入力してもらうことが必要と考えている。

このため、eLTAXにおいて、少なくとも「給与支払者の個人番号又は法人番号」(注)を、必須の入力項目として、入力しなければ提出できない設定に見直してほしい。

(注) 「指定番号」については、新規に設立された事業所においては付番されていないため、入力できない。

② B市

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

- ・ 総括表を提出する事業所の負担を考慮すると、様式を統一することが必要である一方、市区町村において使用している個人住民税システムがそれぞれ異なることを踏まえると、統一が困難な部分が生じる可能性も考えられる。

このことを踏まえると、様式をある程度統一しながらも、各市区町村が様式を一部修正できる裁量を認めることは必要ではないか。

- ・ 現在、各市区町村において総括表の様式を定めるに当たり、法定様式から事務に不要な記載項目の削除及び事務に必要な記載項目を追加していることを踏まえると、総括表の様式の統一に当たっては、市区町村の意見を踏まえて様式を定めてほしい。
- ・ 現在、eLTAXによる総括表の提出も可能であるが、総括表を紙媒体で提出したいという事業所は一定数ある。特に個人事業主では紙媒体で提出するニーズが多い印象があり、今後も紙媒体での提出を希望する事業所が無くなることはないと思われる。

(eLTAXでの総括表の提出に関する意見)

- ・ 当市における個人住民税の賦課徴収業務に必要な情報については、おおむね eLTAX から出力可能(注)であり、eLTAX から出力される情報に不足を感じたことはない。

(注) B市の総括表の様式に設けられている情報のうち、eLTAX様式に設けられていない記載項目に「徴収方法(特別徴収、普通徴収)別の報告人員」があるが、B市は「同情報は、給与支払報告(個人別明細書)に係る入力内容に含まれており、eLTAXにおいて確認可能」としている。

(3) 関係団体、事業所

① 税理士

- ・ 私の活動する地域の周辺の市区町村では、総括表の記載項目にさほど大きな違いはない一方、総括表の用紙の大きさや記載欄の位置といった様式はそれぞれ異なっている。

給与支払報告書を提出する立場からすると、総括表の様式が提出先の市区町村ごとに異なっているのは、手続が非常に煩雑となる。また、手続に不慣れな事業所の場合、様式が異なると別の手続の書類であると誤認するケースも多いだろう。

- ・ eLTAX では、全ての市区町村において全国統一様式による給与支払報告書の提出が可能である。

しかし、小規模の事業所では、eLTAX を利用するために使用するパソコンの導入や、給与事務の担当職員に eLTAX の利用を習熟させることも困難というケースもある。

このことを考慮すると、今後、eLTAX の利用促進が図られても、紙媒体で給与支払報告書を提出することを希望する事業所のニーズが無くなることはないと考えられ、このような事業所の手続負担を軽減するため、是非、総括表の様式を統一してもらいたい。

② 事業所 1（商工会）

- ・ 押印の可否や記載が必要な項目等が市区町村によって様々で分かりにくい。総括表の様式が統一されている方が、初めて業務を担当するときにも調べやすくてよい。

③ 事業所 2（商工会）

- ・ 当事業所では、毎年 9 人ほどの従業員に係る給与支払報告書を、6 から 7 市区町村へ紙媒体で提出している。
- ・ 記載場所や欄の大きさ等市区町村ごとに微妙に異なっていて作業が大変な上に、紙の大きさも異なっており、保管もしづらく困っているので、総括表の様式が統一されるのであれば大変有り難い。

④ 事業所 3（電気配線工事業）

- ・ 当事業所には、現在 9 人の従業員がいるが、従業員が居住する市の数は 4 市である。総括表は、それぞれの市に紙媒体で作成し提出している。
- ・ eLTAX を利用した給与支払報告書の提出については、従業員数が増加すれば検討するかもしれないが、現時点では予定はない。
- ・ 当事業所では、総括表の作成及び提出は税理士に委託し実施しているため、提出に当たっての負担感は分からない。

ただし、総括表は、様式が市区町村ごとに異なるので、それぞれの市区町村の総括表について、一見しただけでは、別の手続の書類ではないかと思ってしまう。